

セキュリティソフトのご提案

NKワークス株式会社は、弊社の製品をより安心してお使いいただくために
キヤノン ITソリューション株式会社が販売している「ESET NOD32 Antivirus」を
推奨セキュリティソフトとして取り扱います。

Point

- ・年間更新料が不要
- ・動作が軽快で使いやすい

- EZ Controller、店頭受付機（CTシリーズ）ご利用のお客様

無償でご提供

ご希望に応じて無償でご提供します。

- EZ Controller、店頭受付機以外の機器をご利用のお客様

市販の「ESET NOD32 Antivirus」のご購入をお願いいたします。
*ご購入前に、裏面（次頁）の注意事項をお読みください。

入手方法、インストール方法、費用

- ① これから EZ Controller、店頭受付機（CTシリーズ）をご購入されるお客様

入手方法： 各製品のシステムプログラムに同梱しお届けします。
インストール方法： 設置時にサービスマンが、お客様のご希望に応じてインストールします。
費用： NOD32の購入費用、インストール費用は発生しません。

- ② すでに EZ Controller、店頭受付機（CTシリーズ）をご利用のお客様

入手方法： ご登録が必要です。裏面（次頁）にて対象製品をご確認いただき
弊社コールセンターにお問い合わせください。
資料は、NORITSU Info(<http://www.noritsu.info/>) から
ダウンロードすることもできます。
インストール方法： 資料をお読みいただき、お客様自身でインストールをお願いします。
インストールが不安・面倒な方は、有償にてサービスマンが訪問し
インストールさせていただきます。
費用： サービスマンによるインストールをご希望の場合のみ発生します。

システムプログラムへのバージョンアップ作業を希望（有償作業）して頂いた場合
バージョンアップ作業時にNOD32のインストール作業もサービスマンが行います。
システムプログラムのバージョンアップ費用をお支払いいただくこととなりますが
NOD32のインストール費用は発生しません。この機会にご検討ください。

- ③ 上記、以外の製品をご利用のお客様

入手方法： 市販の「ESET NOD32 Antivirus」をご購入していただき弊社コールセンターに
お問い合わせください。インストール方法などの資料をお送りします。
インストール方法： 資料をお読みいただき、お客様自身でインストールをお願いします。
インストールが不安・面倒な方は、有償にてサービスマンが訪問し
インストールさせていただきます。
費用： 「ESET NOD32 Antivirus」の購入費用が発生します。
サービスマンによるインストールをご希望された場合インストール費用も発生します。

「ESET NOD32 Antivirus」対象製品詳細

製品名	NOD32 ご提供方法	インストール
EZ Controller 1 CT-RS	新規購入	無償 設置時にサービスマンが無償でインストール
	ご利用中 2	無償 お客様（有償でサービスマンによるインストールも可）
CT-SL CT-2,CT-2MD CT-1	ご利用中 2	無償 お客様（有償でサービスマンによるインストールも可）
QSS/IP-64店頭受付ソフト等 QSS-28~ 35型	ご利用中	市販品をお客様にてご購入 お客様（有償でサービスマンによるインストールも可）

1 お客様が用意された市販のパソコンにEZ Controllerをインストールしてご利用の場合、弊社ではお客様が用意されたパソコンでの動作確認は致しておりませんのでお客様の責任において使用していただくことになります。

2 EZ Controller 店頭受付機 (CFシリーズ) をご利用中の場合、弊社から無償で提供する「ESET NOD32 Antivirus」を使用するには、各製品を以下のバージョン一覧表のバージョン以降にバージョンアップしていただく必要があります（有償）。
また、特定のバージョン以降のシステムプログラムには、パターンファイル一覧表に記載の「ESET NOD32 Antivirus」のパターンファイルが含まれています。

バージョン一覧表

製品名	NOD32が使用できるシステムプログラムのバージョン
EZ Controller	Ver.4.10 以降
CT-RS	Ver.1.00 以降
CT-SL	Ver.7.00 以降
CT-2,CT-2MD	Ver.9.01 以降
CT-1	Ver.6.03 以降

パターンファイル一覧表

製品名	システムプログラムのバージョン	NOD32パターンファイルのバージョン
EZ Controller	Ver.4.10	3746(20090107)
	Ver.5.00	4115(20090529)
	Ver.5.01	4313(20090806)
	Ver.5.50	4645(20091128)
	Ver.5.60	4891(20100223)
	Ver.5.70	5410(20100830)
	Ver.5.80	6423(20110830)
CT-RS	Ver.1.00	含まれていません
	Ver.1.50	4079(20090515)
	Ver.1.51	4079(20090515)
	Ver.2.00	4637(20091125)
	Ver.3.00	4891(20100223)
	Ver.3.04	6923(20120228)

製品名	システムプログラムのバージョン	NOD32パターンファイルのバージョン
CT-SL	Ver.7.00	3612(20081113)
	Ver.7.50	4079(20090515)
	Ver.7.51	4079(20090515)
	Ver.8.00	4637(20091125)
	Ver.9.00	4891(20100223)
CT-2,CT-2M	Ver.9.01	3746(20090107)
	Ver.9.02	4684(20091213)
CT-1	Ver.6.03	3746(20090107)
「ESET NOD32 Antivirus」CD	2009/9/15 リリース	4313(20090806)
	2010/2/5 リリース	4645(20091128)
	2010/4/9 リリース	4891(20100223)
	2010/8/27 リリース	5177(20100606)
	2010/11/9 リリース	5410(20100830)
	2011/1/20 リリース	5659(20101129)
	2011/4/25 リリース	5912(20110227)
	2011/7/07 リリース	6166(20110530)
	2011/11/16 リリース	6423(20110830)
	2012/01/30 リリース	6670(20111129)
	2012/04/17 リリース	6923(20120228)

Q&A

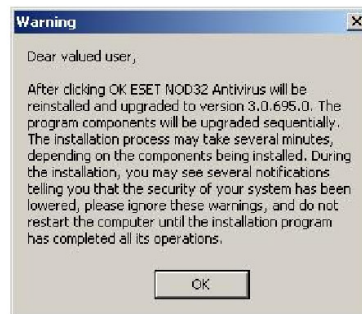
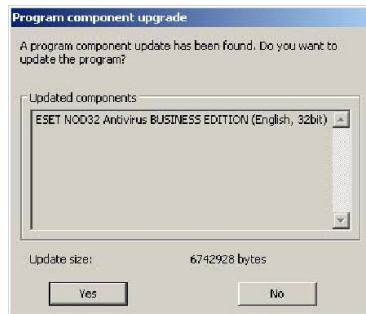
Q 弊社より無償提供を受ける場合のパターンファイルの更新はどのようにしますか？

A 「ESET NOD32 Antivirus」は日々パターンファイルの更新をしなくても、高い確率で新しいウィルスを検出しますが、更新方法には以下の2種類があります。

：自動更新

インターネットに接続できるお客様は、自動更新でご利用していただくことをお勧めします。自動更新の設定を行うには、専用CDが必要になりますので弊社コールセンターまで御連絡ください。

尚、自動更新をご利用いただいた場合、以下のような「ESET NOD32 Antivirus」のバージョンアップを促す画面が表示されることがあります。表示された場合は、「Yes」または「OK」ボタンをクリックしてください。クリックすると、自動でバージョンアップが行われます。



：手動更新

必要に応じて専用CDから、お客様の方でパターンファイルの更新をおこなっていただきます。更新情報は、Nbritsu infdに定期的に公開します。手動更新の設定を行うには専用CDが必要になりますので、弊社コールセンターまでご連絡ください。専用CDを送付致します。

Q 現在 QSS-29型 (Windows2000 サービスパック 2) を使用しています。

キヤノン ITソリューションズ様の NOD32の公式サイトにWindows2000のサービスパックは6が必要と書かれています。どのようにすればよいですか？

A QSS-29型に限らず、お客様にてご購入いただいた「ESET NOD32 Antivirus」をご利用の場合はサービスパック6が必要です。Microsoft社のサイトからダウンロードしていただくか弊社コールセンターまで御連絡ください。弊社から無償でご提供の「ESET NOD32 Antivirus」をご利用の場合は、サービスパックはそのままご利用ください。

Q キヤノン ITソリューションズ様の NOD32の公式サイトに Internet Explorerのバージョンは6が必要と書かれています。現在、バージョン5を使用していますがどのようにすればよいですか？

A NOD32を弊社の製品にインストールする場合、バージョン5以降であれば問題ありません。

Q 市販のパソコンにインストールして良いですか？

A 弊社のシステムをインストールしているパソコン以外にインストールするとライセンス契約違反となります。また、弊社コールセンターにご連絡/ご登録の際は、お手持ちのシステム台数分を御連絡ください。一つのライセンスを複数台のパソコンにインストールするとライセンス契約違反となります。

Q 店頭受付ソフトなど弊社の製品を市販のパソコンにインストールして使用しています。NOD32は動作しますか？

A お客様が用意されたパソコンに「ESET NOD32 Antivirus」をインストールする場合は、市販品をお客様にて御購入いただき、インストールしていただく対応となります。弊社では、お客様が用意されたパソコンで動作の確認はしておりませんので、お客様の責任で使用していただくこととなります。

Q 「ESET NOD32 Antivirus」を使用せずに、他メーカーのセキュリティソフトは使用できますか？

また、以前インストールした別のセキュリティソフトを更新し使用している場合、引き続き使用できますか？

A これまで弊社より推奨させていただいておりましたセキュリティソフトを含め他メーカーのセキュリティソフトは、これまで同様にお客様の責任で使用していただくことはできますが、現在の弊社の推奨セキュリティソフトは、「ESET NOD32 Antivirus」となります。なお、今後環境や状況の変化により、推奨セキュリティソフトを変更する可能性があります。

● 重要なお知らせ

- ・ 「ESET NOD32 Antivirus」を、ダウンロード、インストール、コピー、または使用の前に、この後に記載している製品利用に関する契約条件（「ESET NOD32 Antivirus」ソフトウェア使用に関する使用許諾契約書）をお読みください。「ESET NOD32 Antivirus」をダウンロード、インストール、コピーまたは使用することにより、お客様はこれらの条件に対する同意を表明したことになります。なお、「ESET NOD32 Antivirus」は、100%のウィルス検知・駆除を保証できるものではありません。また、同じパソコンで他メーカーのウィルス対策ソフトをご利用の場合、正しく動作しないことがあります。

● お問い合わせ

- ・ 各種お問い合わせにつきましては、ノーリツコールセンターまで御連絡ください。
フリーコール：0120 - 919 - 080

「ESET NOD32 Antivirus」ソフトウェア使用に関する使用許諾契約書

<重要> 注意深くお読みください。

この契約は、契約者であるお客様とNKワークス株式会社との間で法的に交わされる契約です。「ESET NOD32 Antivirus」ソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます）を使用される前に、この契約書を注意深くお読み下さい。本ソフトウェアの使用を開始したことをもって、お客様はこの契約に同意したことになります。

お客様がこれに同意できない場合は、直ちに弊社又は弊社よりサービスを委託したサービスマンに連絡しその指示に従ってください。

弊社が将来提供するかもしれないバージョンアップサービスにて、お客様が次期バージョンアップされたときに、弊社から新しい使用許諾条件が提示されない場合、この契約は自動的にバージョンアップ製品にも適用されます。

本ソフトウェアを使用される前にシステムプログラム CD 内の「ReadMe.txt」を注意深くお読み下さい。

<使用許諾> お客様は、本ソフトウェアを、お客様が所有する弊社許可製品 1 台においてのみ使用することができます。

お客様のシステムにおいて発生したトラブル解析の目的として、機器操作状況を確認するために弊社又は弊社よりサービスを委託した企業において、本ソフトウェアで抽出したデータ等を事前了解なく活用することをお客様に同意していただきます。

<著作権及び所有権> 本ソフトウェアに収録のデータ及びプログラム並びに関連資料に対する著作権等の権利は、弊社及びライセンサーに帰属し、日本国法及び国際条約によって保護されています。本ソフトウェアのメディア及び添付マニュアルの所有権は弊社に留保されており、如何なる場合においてもお客様には移転せず、お客様は、本ソフトウェアのメディア及び添付マニュアルを譲渡、処分、頒布及び賃貸することはできません。

<制限事項> 本ソフトウェアの使用許諾を譲渡又は処分することはできません。本ソフトウェアの複製は、バックアップの目的であっても一切これを認めません。本ソフトウェアを譲渡、処分、頒布及び賃貸等することはできません。本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブル等を行い、又はその他の方法でソースコードを解明しようと試みることは認めません。本ソフトウェアを改良、変更することはできません。本ソフトウェアに表示されている著作権、その他の権利者の表示を削除したり変更を加えることはできません。

<保証範囲、免責事項> 本ソフトウェアは、100%のウィルス検知・駆除を保証できるものではありません。弊社は、いかなる場合も、契約、意図的な違法行為、怠慢または責任の発生を定めるその他の事実のいずれに起因するものであるかを問わず、本ソフトウェアを使用したことにより又は本ソフトウェアが使用できないことにより発生した、利益、収益もしくは売り上げの損失、何らかのデータ損失、予備の物品もしくはサービスの調

達にかかった費用、物的損害、人的損害、事業の中断、企業情報の損失、又はあらゆる特別損害、直接損害、間接損害、事故による損害、経済的損害、補填損害、犯罪による損害、もしくは後続損害について、責任を負わないものとします。弊社のお客様に対する損害賠償額は、お客様が支払った本ソフトウェアの価格を限度とします。弊社は、お客様が本ソフトウェアを使用することによって、第三者の特許権又は著作権等の知的財産権を侵害しないことを保証するものではありません。保証範囲、免責事項に関する上記各規定は、本ソフトウェアに関し、弊社のお客様に対する法律上の瑕疵担保責任、債務不履行責任を含む保証責任の全てを規定したものです。

<輸出規制> お客様は、本ソフトウェア（技術データ及びこれに依拠した製作物を含む）を、日本法・規制、米国再輸出規制（EAR）及びお客様が本ソフトウェアを購入された国に適用される輸出規制等をお客様の責任で遵守した上で、取り扱うことに同意するものとします。

<その他> この契約は、本ソフトウェアの使用について、お客様と弊社間の全ての合意内容を記載するものであり、今までに取り交わした契約（口頭及び文書を含む）に優先適用されます。この契約に関する一切の事項についての準拠法は、日本国法とします。この契約書の条項の一部が裁判所により無効判断された場合でも、残りの条項は効力を有します。この契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、和歌山地方裁判所を専属管轄裁判所とします。